

令和5年度 第1回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 議事録(要旨)

●日時、出席者等

日時	令和5年9月25日(月) 午後6時～午後7時30分
会場	岩見沢市役所2階 会議室2-1、2-2、2-3
出席委員等	出席委員14名 (欠席委員1名)
事務局	5名

●議事録(要旨)

1. 開会

2. 委員長挨拶

皆さんお忙しいところご足労いただきありがとうございます。委員長を務めております北海学園大学の中園と申します。この委員会は岩見沢市の男女共同参画が上手く進んでいくように、いろいろなフィールドで活動されている委員の皆さんの知見を集めるための委員会ですので、新任の方もそうでない方も気軽にいろいろな質問や意見を出してください。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議題

(1) 第3次いわみざわ男女共同参画実践プランの進捗状況について

(事務局)

資料に基づき、第3次いわみざわ男女共同参画実践プランの進捗状況、審議会等委員における女性委員の登用状況について説明。

(委員長)

1-1-1 親になるための交流事業は評価がEになっていますが、今後はどうなるのですか。

(事務局)

令和5年度の実施状況について担当課に確認したところ、6月下旬に既に実施しておりまして「青空広場」という屋外で子どもと一緒に遊んだり、保護者同士で交流する事業に、18家庭から親子37名、市内の高校から13名の生徒が参加されております。来年度以降もこのような形で実施していく方向で考えていると聞いております。

(委員)

初めてなので初歩的な質問になりますが、1-1-2 市民の学び支援事業の評価の部分で男女共同参画の視点に立った内容の講座は実施できていないと書かれていますが、男女共同参画の視点の講座とはどのようなことを指すのでしょうか。

(事務局)

男女共同参画の視点に立った内容の講座とは、ジェンダーやワーク・ライフ・バランス、DV防止、性の多様性といった男女共同参画社会を実現していくために必要な考え方や制度に関する理解促進のための講座になります。

(委員)

それはわかりましたが、1-1-2 市民の学び支援事業自体が男女共同参画の実現に向かうための施策ということですから、改めてここでこのような評価、文章にしなければならないということはよくわからない。この会議も男女共同参画の推進のために開いているものなので、改めてここでこのように言う必要があるのかと個人的には思いました。

(委員)

この市民大学はどのような内容だったのかわかりますか。毎年、多様な講師を招いて実施されていたと思いますから、評価がCではなくて、Bでも良いのではないかと思ったのですけれど。

(事務局)

市民大学は毎年、様々なジャンルから講師をお招きし、いろいろな文化や国際情勢などを学ぶことができるほか、話題となった施設の見学や文化体験ができる多種多様な講座となっております。昨年度は7月から12月の全8回で179名参加され、国際的な気候変動、北欧とウクライナの国際情勢、オンラインコミュニケーションに関する講演のほか、アイヌ文化について講演の後にウポポイ見学、オーケストラコンサートの楽しみ方の講演の後にクラシックコンサートを体験するという構成でした。

また、評価がBでも良かったのではないかというご意見を担当課に伝達し、今後の評価について検討してまいりたいと思っております。

(委員)

市民大学の実行委員をしておりますが、市民大学はいろいろなカテゴリの中から選んでおり、評価がCというのはその中で男女共同参画の視点に基づいた講義がなかったというところに関してのCだと思います。

(委員長)

評価については担当している部署が主観的につけているもので、補足していただいたようにジェンダー的なものがなかったということでCなのでしょうけど、受講者の56%が女性であるというところをプラスに評価しても良いのではないかと私は思います。

(事務局)

担当課に伝達いたします。

(委員)

私から3つほど質問と確認があります。

一つは1-15性の多様性に関する啓発事業のパートナーシップ制度。令和5年2月のスタートから半年ほど経ちますが、宣誓の実績はありますか。公表できるのであれば教えてください。評価の内容にある市内事業所や医療機関への周知の具体的な方法についてもあわせてお聞かせください。パートナーシップ制度の導入を考えている他の自治体の話を聞くと、制度だけが先行していて色々な生活環境が整っているかどうかというのが課題になっていると聞いたことがあります。

もう一つは、性の多様性のガイドラインを配布して学ぶケースがあると思うのですが、私は市役所でガイドラインをいただきましたけど、一般の市民の方が手に入れるにはどういう場所になるのか教えてください。

もう一つは、3-2DV相談支援体制の充実のところの今後の課題で、職員の専門的な研修や専門知識を要する専任職員の配置の内容を詳しく教えていただきたい。私は職業柄、DVの専門じゃないのに相談が舞い込んでくるケースが沢山あります。支援をしている人への支援が必要だと実感として感じているので、その専門家の方に相談できるのかなと文書ではイメージできたので、そのあたり詳しく教えていただけたらありがたいと思いました。

(事務局)

一つ目のパートナーシップ宣誓制度につきましては、現時点で宣誓された方も予約された方もいらっしゃいません。周知方法につきましては、基本的には依頼文とチラシを各機関に送付いたしました。医療機関につきましては、医師会・歯科医師会・薬剤師会の代表の方にお話をした後

で、各医療機関に郵送しております。また、民間の不動産業者、岩見沢商工会議所を通じて市内事業者にも送付しております。

次に、性の多様性に関するガイドラインの入手方法でございますが、市役所の本庁、両支所、各サービスセンターの窓口に配架するとともに、市のホームページからデータをダウンロードしていただくことが可能となっております。

次に3-2のDV相談支援体制の充実について、専門的な研修、専任職員の配置ということへのご質問ですが、DV相談対応をしておりますと、法律の改正や対応方針の追加などもありますので、そういった知識の習得のために担当職員が研修を受けるようにしております。また専任職員の配置の検討につきましては、女性相談支援員の配置については相談件数の推移なども考慮しつつ検討しなければならないと考えております。また、専門知識がないけれど相談を受けている方への支援についてでございますが、DVに関する相談を受けて悩んだ時は市民連携室男女共同参画担当にご連絡ください。被害者の周囲の方からの相談もお受けしており、対応方法についての助言や専門窓口の紹介をしております。

(委員長)

3-2に関わる質問です。国の方で法律が変わって困難女性支援法が成立しまして、DV支援の枠組みが大きく変わっていく形になっており、北海道が指針を作っているところだと思いますが、その辺の岩見沢市の進捗状況はどんな感じなのでしょう。

(事務局)

困難女性支援法が成立し、令和6年4月1日の施行に向けて、国から方針が示され、北海道が計画策定に取り組んでいるところだったと思います。市としましては、北海道の状況を注視しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

(委員長)

札幌市は政令指定都市なので道の動向を待つ必要はないのですが、札幌市は道の動向を待つという対応になっていきますけど、道の方針ができる前に岩見沢市の方からこういうことをやってほしいといった要望を積極的に出していったほうがいいのではないかと思います。岩見沢の場合は一時保護については、シェルターを岩見沢独自に設置するのは難しく、道や札幌にある民間シェルターに頼ることになると思いますので、道に近隣市町村がもう少し使い勝手が良くなるような要望を先出ししていった方がいいのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただきます。

(委員)

3-17健康教育事業は健康づくり推進課が担当ですが、具体性がないと感じました。最近、若い人たちに梅毒が増えていると新聞等で行われています。もっと時世にあった健康教育をやったらいいと思います。

(委員長)

3-18喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施も同じです。今、高校生や大学生の違法薬物使用を全国ニュースで見ます。パンフレットとかも置きにくいのかもかもしれませんが、やはり取り組んでいただきたいと思います。

(事務局)

ご意見を担当課に伝達いたします。

(委員)

2-7就業に関する法制度等の周知啓発、2-8企業に対するワーク・ライフ・バランスの啓

発の商工労政課の部分ですが、令和4年度取組では「行った」、「課題として、情報収集力を強化する必要がある」と記載されている中で、令和5年度取組が、「周知啓発を行う」となっていて取組内容が見えてこない。商工労政課は8から9事業あるなかで、概ねそのような記載になっています。「行った」「行う」ということでは状況が見えてこないのもう少し具体的な内容だったり、目標としているところが分かるようにした方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

ご意見を担当課に伝達いたします。

ワーク・ライフ・バランスを含めた市内の企業に向けた啓発については、ひとまず商工労政課を担当課として当てはめておりますが、この部分は商工労政課だけで推進するのは難しいと考えていて、今後は男女共同参画担当の方でも協力して後押ししていかないと進んでいかないと第3次プランの作成時から思っていたところでありました。ここ最近、パートナーシップ宣誓制度や生理の貧困対策事業の開始に注力していた部分もありますので、ワーク・ライフ・バランスなどの取り組みについては男女共同参画担当課としても検討していく必要があると我々も認識しているところでございます。

(委員長)

今の2-7、2-8と、2-9ワーク・ライフ・バランスの普及啓発（男女共同参画に関する広報活動）のワーク・ライフ・バランスに関する部分についてですが、制度の周知啓発も必要ですが、「くるみん」や「えるぼし」といった認証を岩見沢市内の企業では何社が取得していて、この計画期間中に何社増えたというように目に見える形で書いてもらったほうが我々委員も市民の方にもわかりやすいし、そういう情報が見えていれば、就職する女性がかくるみんマークを取得している会社に応募してみようという気持ちになるかもしれない。他の手法としては表彰制度があります。育児休業を取ることができている会社を表彰しているのは国の白書などにも載っていますから、そういった制度を市として行って、表彰した企業や認証した企業を周知するという取り組みをやってもいいのではないかと思います。

(事務局)

貴重なご意見をありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

(委員)

基本目標Ⅲのところ町会連合会に関連する取り組みもありますが、2-26 介護に関する情報発信のところ、令和5年度取組として民生委員とこれから情報交換を行いたいと書いてありますが、この会議の場に民生委員の会長もいらっしゃいますので、ご意見があれば聞かせていただければと思います。

(委員)

民生委員が町会の中の独居高齢者や高齢者のみからなる世帯の把握や安否確認を行ってまいして、町連さんでも同じくやっているとありますが、町連と民生委員で連携した形でやっている事例はあまりないように見受けられます。以前には民生委員の役員と町連さんの役員との情報交換会を何度か開催したこともありました。私が提案したのは上層部、役員同士だけで意見交換するよりも、町連には地域ごとに協議会、地区協というものがありますから、地区協単位で町会長さんと民生委員で交流しようということになりましたが、コロナ禍になって頓挫してしまいました。私は日の出地区協になりますけど、今年は地区協の会長からやりましょうと声がかかりまして準備を進めています。民生委員も地域の町会と連携をしていかななくてはいけないと話していますが、民生委員の場合は守秘義務がございまして、町会長さんに事前に全てを話すということとはできません。何か事件があった場合は民生委員が安否確認したり、緊急通報があった場合に

は町会長さんにお知らせすることはできると思います。

(委員長)

やはり小さい地域で顔見知りでいる、何かあった時に声かけできる関係を普段から作っておくことは大事ですよ。

(委員)

今の話に関係しますが、防災関係では避難行動要支援者について、情報提供の同意が得られた方の分のみとはなりますが、町連と市の防災担当課と情報をやり取りしていきまして、同じように民生委員にもその情報が提供されていると思います。個人情報全部は共有できないにしても、可能な範囲で共有していかないと、と思っています。特に町の中には住所移動があったり、町会にも入っていない方もおられるといった困難性もありますが、コロナも落ち着きつつあるので、民生委員さんとの情報交換の場を進めたいと町連も思っております。

(委員)

できれば地区協単位で町会長さんからも民生委員にぜひやりたいと働きかけていただければと思います。

(委員)

お互いに提案しながらできたらいいですね。すみません、話題が外れてしまいました。

(委員)

地区協とは何ですか。

(事務局)

市内には215の町会があり、それぞれの地区の複数の町会からなる地区協議会が組織されていて、それが26地区あります。地区協の役員はその地区の町会長や役員などが担っていますので、地区協単位で話をするとスムーズだというお話になります。

(委員)

2-17、2-18の担い手等育成支援事業の農業関係については、農協などの関係団体の人たちとも協力していただいてやっていかないと、これだけではうまくいかないのではないかと思いますがいかがですか。

(事務局)

この分野も第3次プラン策定時から課題となっている分野でございます。先程の商工労政分野と同じく、市の農政担当課だけではなかなか上手くいかない分野だと思っておりますので、関係団体と連携して何かできないかと考えていかなければいけないと思っております。

(委員長)

農業委員会ところで農業委員の役割について教えていただきたいのと、公募した際に女性3名から応募があったということですが、この3名は問題意識があって自分から応募していただいたということなののでしょうか。どんな経緯で応募されているかとか分かれば教えてください。

(委員)

事務局に代わって私からお話させていただきます。

農業委員は準公務員扱いで、法律に基づいて設定されています。農地の斡旋、農業者年金の加入促進など農業全般に関わる場所になっているのが農業委員会です。農地は農業委員会にかからないと勝手に売買できないですし、農業者の農地は農業者にしか売れないというのが原則です。農業委員会の役割は非常に大きいです。

岩見沢市の農業委員会には女性委員が3人いますが、岩見沢と北村と栗沢にそれぞれ1名ずついます。今3期目に入っていますが、市町村合併の時に当時の農業委員会のトップが空知の中

でどこも女性の農業委員がいないと言って、一念発起して地区ごとに一人ずつ出そうと3人の女性農業委員を誕生させました。岩見沢の農業委員会に他の市町村から視察に来たりもしていますから、女性農業委員も頑張っているのかなと思います。ただ、資料に書いてあるようにやはり男性社会っていうニュアンスが強いんですね。今、見ている中では結構女性の方が主体的に農業に関わっている方が増えてきていますから、少しずつ変わってくると思います。

それから、指導農業士の話ですけど、自分の知っているところでは本人自ら指導農業士になりたいからと手を挙げている方はいないと思います。むしろ、地域の方などから推薦されて知事の認定を受けているような形だと思います。農業士も同じです。

余談になりますが、夫婦で農家をしていると、夫が農業機械に乗ってオペレーターをやると妻が農業機械に苗をセットしたりと従的に働くことになります。従で働く方が力仕事が多い。女性がオペレーターやると、男性が従になります。オペレーターをする女性の話聞くと「機械に乗っているほうが楽でいいね。涼しいし、音楽もきけるし」と言っている。そんな感じで少し意識も変わってきているのが、現状の農業かなと。JAの女性部長さん、もし補足があればお願いします。

(委員)

前回少し話したと思いますが、女の子しかいない家から後継者として人数が出てこないのはどうしてだろうと思って質問してみたんです。女の子だから跡継ぎには考えてない家庭が多くて調査結果の数字に載ってこない。農家の人自体が男の子がいる家は後継者にならなくても後継者として回答していて、女の子だったら後継者として見ていなくて0人と回答している。女の子がいるお父さんに聞いてみたら、「娘さん2人いたらどちらか跡継ぎで就農されるの？」と聞くと「うちの娘はだめだ、やらせない」と。「もしからしたら僕やりますよとお嬢さん連れてくるかもよ」と言うと、「いや、絶対やらせない」と。まだまだ男社会で、息子が跡を継ぐという考えの方が多くものですから、他の地域で女性の経営者がいると農業新聞でも見ますけど、なかなか難しい面もあるのかなと思っています。

(委員長)

江別の酪農学園大学では女子学生も多くて、農業をやりたいと思っている女の子がいると聞いています。岩見沢でも新規就農者への支援をやっていますけど、そういう方たちが実際に実践とか経営参加できたりして上手く根付いていくといいですね。

全国的な大手の農業機械メーカーのデザイン部で初めて女子社員が採用されて、ベテランの男性社員に囲まれて頑張っている事例も聞いています。女性が農業をやるということを少しずつですがメーカーも考えていて、女性でも扱いやすい機械づくりを目指している部分もあるようです。一気には進まないでしょうけど、就農して稼げるのが大事だと思います。男の子が継いでも女の子が継いでも、稼げれば女の子だってやってみようという気持ちになるかもしれないし、お父さんも稼げるのであれば子どもにやらせてみようという気持ちになっていくと思うので。岩見沢市は農業が盛んな街ですから、男女共同参画の部署だけではできませんが、農業関係の市役所の部署、あるいは実際に働いてる方たちと連携しながらやっていければ良いと思います。

(委員)

私の実家が農家でしたが、すごく軒数が減って1/4ぐらいになっています。昔は4町、5町とかの規模でしたが、今は10町以上ないとダメという状況になっています。実は40年ほど前ですが4年程農家の経験があります。小柄な私には力仕事はできないだろうということで、私がコンバインやトラクターに乗って、夫は力持ちなので苗を入れたりしてくれました。このような考え方でいけば、農家も後継ぎもいてお嫁さんも来たのではないかなと思います。実は、実家も

男の子がいましたが違う仕事に就きまして離農しております。

(事務局)

ありがとうございます。実際に農業に従事している方のご意見をお伺いすることができて、非常に参考になります。庁内で情報共有させていただきます。

(委員)

3-10健康診査事業の子宮がん・乳がん検診無料クーポンについてですが、特定年齢の方に無料クーポンを送付して、受診実績が子宮がんが6%、乳がんでは23%ですごく低いと思っています。コロナ禍の受診控えもあったと思いますが、特定年齢の20歳、40歳が適切なのかを検討をされた方が良いのではないのでしょうか。正直20歳は学生だったりで自分ががんになると思ってない世代と、40歳は何かと忙しくて心配ではあるけど予約までして行けない世代で、なかなか成果を出すには難しい年齢かと思います。しかも20年空きます。2年ごとの検診を勧められていますけど、女性特有のがんの検診への抵抗感がある中でも受診率をあげるために具体的な対策をしていただきたい。子宮頸がんワクチンの推奨がここ数年されているので、若い世代の自分の娘についても考えることも多くあります。私自身も仕事でなかなか忙しくて無料クーポンを使うことができずに自費で受けたりしていますし、忙しくて自分の体は二の次になる方もいると思います。がんになった時に後悔するので、がんばっている女性をもう少し応援してもらえるように工夫をしてほしいというお願いですので、関係課にお伝えください。

(委員長)

岩見沢では助成対象は20歳と40歳しかないのですか。札幌は偶数年齢のときに乳がん検診は無料で受けられます。

(事務局)

調べて議事録で回答いたします。

【回答】

子宮がん検診が20歳、乳がん検診が40歳となっている無料クーポンの対象年齢につきましては、国の補助を受けて実施していることによるもので、子宮がん・乳がんの発症が増え始める年齢層をターゲットにし、今後の継続受診を促す啓発目的に実施しているものです。

また、岩見沢市で実施している健診の助成につきましては、子宮がん検診は20歳以上の方、乳がん検診は30歳以上の方で、偶数・奇数年齢の指定はございませんがどちらも2年に一度受けることができ、一般の方は自己負担500円で、国保加入者、75歳以上、生活保護受給者、市民税非課税世帯の方は無料で受けることができ、受診率向上のため非常に安い自己負担額に設定しております。

なお、国の指針では乳がん検診の推奨年齢は40歳以上となっておりますが、岩見沢市では30歳以上を対象として助成しております。

(委員長)

お勤めしている方が多いと思うので、企業が年1回健康診断を受けさせる時に一緒に受けてくださいというチラシを配るなどしてお知らせをしたら良いのでは。市ではこういうクーポンを送っているので、クーポン持って行ったら一緒にできますと企業の総務課などに周知してはいかがでしょうか。

(事務局)

啓発周知に関するご意見をいただきありがとうございます。担当課に伝達いたします。

4. その他

(事務局)

議事録については、これまで同様、委員の皆様へ送付し、ご確認いただいた後、ホームページに掲載するなどにより公表していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今回の委員会開催については、今後の状況等を踏まえ、委員長と調整のうえ、改めてご案内させていただきます。今回と同様に、事前に案内や資料を提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。去年は2回目の委員会は何月頃でしたか？

(事務局)

去年は1回目が9月の初めで、2回目は11月の中旬にパートナーシップ宣誓制度導入の関係で間隔を空けずに開催いたしました。今回は次の議題も含めて検討させていただいてから日程についてご相談させていただきたいと思っております。

(委員)

2回目は内容的にはどのようなことがテーマになるのですか？これを通じてということですか。

(事務局)

今回の内容についてはこれで終えまして、また別の内容と思っています。

5. 閉会